

Q



非上場株式の評価について、評価方法が変更になったと聞きましたが、主な改正の内容はどのようなものですか？

A



類似業種比準方式による株価の算出時において、配当金額、利益金額、簿価純資産額の比重割合が1：3：1から1：1：1へと変わります。配当もされず過去の利益が純資産に積み立てられている中小企業の株価は上昇してまいります。

●改正概要●

類似業種比準方式の見直し

増税

減税

- ・比準要素（B，C，D）のウエイトを「1：1：1」に見直し「利益3倍」の見直しにより、成長・好業績企業の負担を軽減。

【改正前】

類似業種 株価 A	配当 b B	利益 c C	簿価純資産 d D	割引率
x		×3		x

b, c, d : 評価会社の1株当たりの金額
B, C, D : 上場企業の業種別の1株当たり金額

【改正後】

類似業種 株価 A	配当 b B	利益 c C	簿価純資産 d D	割引率
x				x

b, c, d : 評価会社の1株当たりの金額
B, C, D : 上場企業の業種別の1株当たり金額

【改正前】

社歴が長い会社（純資産「大」）			
株価	配当	利益	純資産
500x	100	100	700
x0.6=660			

【改正後】

社歴が長い会社（純資産「大」）			
株価	配当	利益	純資産
500x	100	100	700
x0.6=900			

【改正前】

急成長企業（利益「大」）			
株価	配当	利益	純資産
500x	100	300	100
x0.6=660			

【改正後】

急成長企業（利益「大」）			
株価	配当	利益	純資産
500x	100	300	100
x0.6=498			

改正前の評価方法では、A社とB社の株価は同額でしたが...

改正後は、A社の株価は増加、B社の株価は減少するケースも！

- ・類似業種株価（A）について、2年間平均を選択することが可能となりました。
- ・比準要素B，C，Dについて連結会計上の数字に見直しされることとなりました。
- ・会社規模の判定基準の見直しが行われました。

減税

減税

平成29年1月1日以後の相続又は贈与について適用開始

POINT



改正前の評価方法の場合には、評価額に与える利益の影響度が高かったため役員へ退職金を支給したり、多額の含み損失の実現により、短期間での株価対策が可能でした。しかし、今回の改正により、評価額に与える利益の影響度を薄めることで、多額の損失を一時的に計上することによる株価対策を抑制する狙いがあると思われます。